



世界らん展日本大賞2009

Japan Grand Prix・蘭・International Orchid Festival 2009

※予め本紙にご記入の上、「世界らん展日本大賞2009」会場の
ロッテ免税店特設ブース受付へお持ちください。
※本紙は「世界らん展日本大賞2009」の開催期間中のみ有効
となります。

(開催期間：2009年2月14日～2月22日)



ロッテ免税店VIP会員申請書

インターネット免税店ID: _____

カード番号 _____

お名前	漢字:	パスポート番号		
	ローマ字:	生年月日	年	月 日
ご自宅電話番号		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍
携帯電話番号	SMS受信 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	e-mail Address	e-mail 受信 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
住所 (郵便物受け取り用)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> お勤め先		郵便番号:(-)	
お勤め先の電話番号		結婚記念日	年	月 日
お勤め先		職種(職務)		
備考				

- ・ 部分は必須記載事項です。
- ・ 部分のショートメッセージサービス、DM、e-mail 受信の可否を選択してください。
- ・ ご本人に限り、全店でご使用できます。

● 情報提供および情報活用同意

- ・ 申請者は、ロッテ免税店のサービスを利用するために本申請書に記載されている重要事項とロッテ免税店の個人情報保護案内文を熟知した上で申請者の個人情報の提供に同意し、また約款および個人情報保護案内によってなされる個人情報の活用に同意します。

申請日時: 年 月 日

署名: _____

LOTTE DUTY FREE

ロッテ免税店VIP会員約款

第1条 会員の定義

(第1項) 会員とは、ロッテ免税店（以下“当社”）がVIP会員カード（以下“カード”）を発給された方をいいます。

第2条 発給対象及び発給基準

- (第1項) シルバー会員：満18歳以上の外国国籍を持つお客様で2年間US\$2,000以上のお買い上げをされた時、また国内長期滞在の方で2年間US\$400以上お買い上げされた時に、カードが発給され会員資格が付与されます。（ON-OFFライン統合お買い上げ基準）ただし長期滞在の方は滞在資格がF2、F5VISAの取得の方となります。
- (第2項) ゴールド会員：外国国籍の方はUS\$10,000以上お買い上げ時に、国内長期滞在の方はUS\$4,000以上お買い上げ時に、ゴールドカードが発給されます。
- (第3項) ご家族（父母、子女に限る）及び配偶者に対しては、会員の要請により会員と同一同級のカードを発給いたします。

第3条 VIP会員特典

- (第1項) シルバー会員は5~10%、ゴールド会員は5~15%割引されます。
- (第2項) LOUIS VUITTON, CHANEL, PRADA, HERMESなど一部商品は割引対象から除外されます。割引除外商品とブランドは当社の事情により変更されます。
- (第3項) カードの付加サービスは、当社またはロッテ免税店の提携社（以下、提携社）の事情により変更される場合もございます。

第4条 カード使用範囲

(第1項) カードはロッテ免税店全店（本店、ワールド店、仁川空港店、釜山店、金海空港店、済州店、済州空港店、インターネット免税店）でご使用できます。

第5条 カードの管理

- (第1項) カードは会員本人に限り使用でき、他人に貸与・譲与することはできません。これにより発生した損害などについては会員本人が責任を負うものとします。
- (第2項) 会員のカードの不正使用時には、会員の資格を停止あるいは会員資格を取り消します。
- (第3項) 有効期間を過ぎたカードは使用できません。
- (第4項) カード発給後、有効期間内にお買い上げ実績がない会員は会員資格が喪失されます。
- (第5項) VIPカードの紛失または盗難の際には、当社までご連絡下さい。会員の要請により再発給いたします。

第6条 有効期間

- (第1項) カードの有効期間は発給日から5年間とし、有効期間はカードに表示されています。
- (第2項) カードの有効期間の満期以前2年内にお買い上げされた場合、カードは自動更新となります。
- (第3項) 更新発給予定日から2年以内にカードを使用しない場合は、会員の要請がある場合のみ更新発給いたします。

第7条 VIPカード会員の義務

- (第1項) 会員は当社と提携社の利用時にカードを提示し、カードを提示しない場合は割引や特典を受けることができません。
- (第2項) 住所や電話番号が変更になった場合は当社までご連絡下さい。
- (第3項) 上記事項の義務を履行せずに損害などが発生した場合は、会員本人が責任を負うものとします。

第8条 会員の個人情報収集

会員の個人情報については、サービスに必要最低限の情報を収集いたします。次の事項は必須事項ですが、そのほかの事項は選択事項となります。

必須事項：お名前、旅券番号、国籍、住所、電話番号、生年月日

第9条 情報の提供、情報の活用と通報

- (第1項) 本約款と関連して、当社は会員の個人情報を「情報通信網利用促進及び情報保護に関する法律」などの関連法律の定めに基づき厳格に管理いたします。また会員が提供した個人情報を、必要な範囲内で提携業者と交換いたします。
- (第2項) 会員の個人情報の保有期間は、会員本人の解約要請時までとなります。
- (第3項) ただし、提出した申請書は一定期間の後、廃棄します。

第10条 個人情報の委託

収集した個人情報の取り扱いや管理などの業務は、当社が随行することを原則としていますが、お客様へのサービスを迅速に行うために必要な場合は、業務の一部または全部を当社が要請した会社に委託します。委託運営業者の個人情報の保護責任及び義務については、委託契約内容に含まれています。

第11条 約款変更事項の通知

当社は約款内容を変更の際には、書面あるいは売り場でのポスター掲示を通じて、変更事項を施行前に告知します。会員により異議がない場合には、変更された規約を承認することとみなします。